

令和2年5月29日付け県公報第110号告示第405号（遊漁規則の変更）中、次のとおり訂正する。  
なお、訂正箇所は、下線が引かれた部分である。

誤

改正後

第6条 (略)

2 黄瀬川五龍の滝から700m下流に位置する富沢の堤防までの区域(特別区)のニジマス遊漁料は次の表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
にじます	フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣	1日	2,000円
		1日 (現場売り ※)	4,000円
		1期間	5,000円

※ 現場にて、遊漁料監視員に遊漁料を納付する場合

正

改正後

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、黄瀬川五龍の滝から700m下流に位置する富沢の堤防までの区域(特別区)のニジマス遊漁料は次の表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
にじます	フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣	1日	2,000円
		1日 (現場売り ※)	4,000円
		1期間	5,000円

※ 現場にて、遊漁料監視員に遊漁料を納付する場合